

## 令和5年度 平戸市地域おこし協力隊候補者募集要領 (林業振興・バイオマス利用促進)



平戸市では、総面積 54 %を占める森林が広がっており、そのうちの7割を広葉樹が占めています。かつては、その豊富な広葉樹林を活用し、パルプ向け広葉樹チップの生産が盛んに行われていましたが、現在はパルプ材生産から撤退しており、約30年広葉樹林は手付かずとなっているため、様々な地域課題の呼び水となっている状況です。

今一度、広葉樹林整備の必要性と森林資源の活用に着目し、バイオマスとしての新たな活用による森林の再生と地域林業の振興を目指しています。

そこで、林業の担い手として平戸市の森林・林業に活力を与えてくれる地域おこし協力隊を募集します！

### 1 地域おこし協力隊の設置目的

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域の活性化を図っていくことを目的としております。

### 2 募集人員

地域おこし協力隊 1名

### 3 業務概要

#### (1) 業務内容

平戸市地域おこし協力隊要綱に定める活動を基本とし、特に林業の実践をメインとして、バイオマス利用促進やスマート林業の導入促進、林業の活性化に向けた支援活動を行う。

- ・平戸市森林組合を研修先とする林業施業技術の習得（スマート林業含む）
- ・市内企業を研修先とする特殊伐採技術の習得
- ・広葉樹をメインとした木質バイオマスのサプライチェーン構築業務
- ・「自伐型林業」・「半林半X」の実践に向けた取組
- ・木質バイオマスボイラー等の導入支援
- ・その他森林政策及び林業振興に関連する補助業務



#### 4 募集対象

- (1) 令和5年4月1日時点で20歳以上、40歳以下の方。性別は問いません。
- (2) 心身ともに健康で誠実に勤務ができる方
- (3) 申込み時点において、生活の拠点が3大都市圏（条件不利地域を除く）またはその他の政令指定都市（条件不利区域を除く）にあって、住民登録があり、任用後に平戸市へ住民票を異動することができる方

※住民票の異動については、事前に市と協議すること。

※住所要件について、詳しくは、総務省地域おこし協力隊のホームページをご覧ください。ただか、下記の「問い合わせ先」までお問い合わせください。

※「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※条件不利地域とは、次の①から⑦のいずれかに該当する地域とする。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法に指定された地域。詳しくは、総務省地域おこし協力隊のページをご覧ください。

- (4) 地域住民等と積極的にコミュニケーションを図り、地域振興に精力的に取り組むことができる方
- (5) 普通自動車免許証を保持しており、日常的な運転に支障のない方
- (6) パソコン（ワード、エクセル、インターネット等）の基本操作ができる方
- (7) 活動期間終了後も平戸市に定住する意欲のある方
- (8) 地方公務員法第16条に掲げる下記の欠格条項に該当しない方
  - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ②平戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (9) その他市長が必要と認める資格・要件を有する者

## 5 勤務条件等

雇用形態	平戸市会計年度任用職員（パートタイム）の身分となります。
雇用任期	任用の日から当該年度の末日 （前職の都合で任用予定日に来平できない場合、任用日は柔軟に対応できます。） ※年度ごとに勤務成績等を勘案し、再度の任用の可能性あり（着任日から最長3年）
勤務場所	平戸市内全域
勤務日数 及び勤務 時間	4週を超えない期間の内、週30時間を基準として勤務していただきます。 ※勤務によっては週30時間を超過する場合があります。
報 酬	月額 182,400 円を予定
待遇・ 福利厚生	【加入保険】健康保険、厚生年金、雇用保険 【住 居】住居については斡旋し、家賃も平戸市が負担いたします。 【活動経費】活動に必要な備品(活動車両・庁舎用パソコン)は貸与します。 ※生活用備品や住居の光熱水費、共益費等は隊員本人がご負担ください。 ※拠点となる事務所までの交通手段(自家用車等)は、隊員本人がご用意ください。

## 6 居住要件

居住物件については、民間の集合住宅等を市で借り上げ提供します。ただし、転居に係る費用、生活備品等は個人負担とします。

## 7 応募手続

### (1) 応募受付期間

募集開始時 ～ 令和5年10月31日(火)

### (2) 提出書類

書類は事前に「平戸市役所企画財政課移住・定住政策班」まで郵送、または持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

- ①平戸市地域おこし協力隊応募用紙
- ②平戸市地域おこし協力隊活動目標
- ③住民票抄本

### (3) 応募先（お問い合わせ先）

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所 企画財政課 移住・定住政策班

T E L : 0950-22-9105

メール : [teiju@city.hirado.lg.jp](mailto:teiju@city.hirado.lg.jp)

## 8 選考

### (1) 第1次選考

書類選考により、結果を令和5年11月上旬までに応募者全員に文書で通知します。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者については、面接による第2次選考を令和5年11月中に平戸市にて実施する予定とします。

第2次選考の詳細は、第1次選考結果を通知する際に合格者へお知らせします。

※応募に係る経費(書類申請費用及び面接時の交通費の一部)は、応募者の自己負担となりますが、平戸市では、第2次選考へ参加する方に対し、地域おこし協力隊募集説明会参加費助成金を創設し、3万円を限度として交通費を助成します。

### (3) 最終選考結果の報告

最終選考結果は、第2次選考者全員に文書で通知します。

## 9 その他

募集に関してのご質問などは、上記問い合わせ先にご確認ください。